

向洋駅周辺土地区画整理審議会(第13回会議)

1 開催日時

平成18年1月30日(月) 午後1時30分～午後2時32分

2 開催場所

向洋駅周辺まちづくり事務所 会議室 (府中町鹿籠一丁目21番6号)

3 出席者

審議会委員：定員10名全員

施行者：町長及び向洋駅周辺まちづくり事務所長外4名

4 議題

1. 向洋駅周辺土地区画整理審議会副会長の選出について【公開】
2. 広島圏都市計画事業向洋駅周辺土地区画整理事業施行条例の一部改正について【公開】
3. 広島圏都市計画事業向洋駅周辺土地区画整理事業換地設計基準の一部改正について【公開】

5 会議資料

1. 第13回向洋駅周辺土地区画整理審議会会議次第
2. 広島圏都市計画事業向洋駅周辺土地区画整理事業施行条例新旧対照表
3. 広島圏都市計画事業向洋駅周辺土地区画整理事業換地設計基準新旧対照表
4. 土地区画整理法新旧対照表(参考)

6 会議の概要

1. **向洋駅周辺土地区画整理審議会副会長の選出について**
向洋駅周辺土地区画整理審議会副会長の選出が行われ、番本 守彦(ばんもと もりひこ)さんが選出されました。
2. **広島圏都市計画事業向洋駅周辺土地区画整理事業施行条例の一部改正について**
広島圏都市計画事業向洋駅周辺土地区画整理事業施行条例の一部改正について、施行者から概要を説明した後、質疑応答を行いました。
3. **広島圏都市計画事業向洋駅周辺土地区画整理事業換地設計基準の一部改正について**
広島圏都市計画事業向洋駅周辺土地区画整理事業換地設計基準の一部改正について、施行者から概要を説明し質疑応答を行った後、審議会の同意がなされました。

※施行条例及び換地設計基準の一部改正の概要

土地区画整理法の改正により、町が事業を施行する根拠となる条項が土地区画整理法第3条第3項から同条第4項へ繰り下げられたことに伴い、施行条例も根拠条項が整合するよう改正されました。また換地設計基準についても同様の改正を行うものです。なお、施行条例、換地設計基準いずれについても条文内容の改正はありません。

－お問い合わせ－

向洋駅周辺区画整理事務所
電話番号：082-286-3123